

長沼小学校PTA 会 則 個人情報取扱規約

<案>

捨てずに大切に保管してください

八王子市立長沼小学校PTA

〒192-0907 東京都八王子市長沼町 707-3

電話 042-635-9580～1

会 則

第一章 名称及び事務所、設立年月日

- 第 1 条 この会は、八王子市立長沼小学校PTAという。
この会の事務所は、東京都八王子市長沼町 707-3 を
所在地とする長沼小学校(以下、本校という)内に置く。
- 第 2 条 この会の設立年月日は、昭和51年2月28日とする。

第二章 目 的

- 第 3 条 この会は、本校に在学する児童の保護者と教職員が協
力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長
をはかる事を目的とする。

第三章 活動及び方針

- 第 4 条 この会の目的を達成するため、次の方針に従って活動
する。
1. 子供たちの学習環境 及び生活環境をよくする。
 2. 保護者と教職員の学習活動を充実する。
 3. 学級、学年、地域の話し合いを盛んにし、会員の
総意を集めて活動する。
 4. 自主的、民主的な団体として活動し、特定の政党
や宗教にかたよる事なく、また営利を目的とする
活動はしない。
 5. 同じ目的を持つ他の団体と協力し合う。

第四章 会 員

- 第 5 条 この会の会員は、本校に在学する児童の保護者、また
はそれに代わる者及び教職員とする。
- 第 6 条 この会への入会希望者は、入会届を提出する。転入・
転出等に伴う入会・退会については、随時可能とする。
- 第 7 条 この会の会員は、第 1 1 条に定められた会費を納める
こととする。
- 第 8 条 会員は、役員の選任及び委員の選出をする事ができる。
- 第 9 条 会員は、相互の理解と親睦をはかり、会の運営及び活
動に積極的に参加し協力する。

第五章 会 計

- 第 1 0 条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。
- 第 1 1 条 この会の会費は、一世帯当たり月額250円(12ヶ月)
とする。
- 第 1 2 条 この会の会計年度は毎年4月1日より、翌年3月31日
までとする。
- 第 1 3 条 この会の予算の執行は、総会の議決に基づき行う。
- 第 1 4 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、
承認を得なければならない。
- 第 1 5 条 会費の徴収は別に定める細則による。

第六章 役 員

- 第 1 6 条 この会に次の役員をおく。
- | | | |
|-----|-------|-------------------|
| 会 長 | 1 名 | 保護者(1) |
| 副会長 | 3 名以上 | 保護者(2 名以上) 教職員(1) |
| 書 記 | 3 名以上 | 保護者(2 名以上) 教職員(1) |
| 会 計 | 3 名 | 保護者(2) 教職員(1) |
- 役員は運営委員会によって特に認められる場合の他に、
この会の他の役職を兼ねることはできない。

- 第 1 7 条 役員は、役員選考委員会によって会員の中より推薦
され総会において承認を得る。

- 第 1 8 条 役員の任期は次の通りとする。
- (1) 会計の任期は一年とし、再任を妨げない。
ただし、再任は三年を限度とする。
 - (2) 会計以外の任期は一年とし、再任を妨げない。
ただし、四年目以降は総会にて都度承認を
得ることとする。

- 第 1 9 条 役員の任務は次の通りとする。
- 会 長 (1) この会を代表し、会務を総括する。
(2) 総会、全体委員会、運営委員会、役員会
を招集する。
- 副会長 (1) 会長を補佐し、会長に事故ある時は、
会長職務を代行する。
- 書 記 (1) この会の必要事項の記録をする。
(2) この会の庶務を行う。
- 会 計 (1) 総会において承認された予算に基づいて、
会計事務の処理をする。
(2) 総会において、会計監査を経た決算報告
をする。

第七章 会計監査

- 第 2 0 条 この会に、2 名(保護者)の会計監査をおく。ただし、
会計監査はこの会の他の役員、委員の兼務はできない。
- 第 2 1 条 会計監査は、役員選考委員会によって会員の中より
推薦され、総会において承認を得る。
- 第 2 2 条 会計監査の任期は一年とする。
- 第 2 3 条 会計監査は会計を監査し、総会に報告する。

第八章 総 会

- 第 2 4 条 総会は、全会員で構成し、この会の最高議決機関で
あり、定期総会と臨時総会がある。
1. 定期総会は年度初めに開く。
 2. 臨時総会は、全体委員会が必要と認めた時、
または会員の5分の1以上の要請があった時に
開く。
- 第 2 5 条 総会の運営は、次の通りとする。
1. 総会審議は、次のいずれかの方法によるものと
する。役員会によってその年の状況に応じた方
法を決定する。
(1) 通常総会(集会形式)
(2) 書面総会(オンライン開催含む)
 2. 総会は、全会員の2分の1以上の出席をもって
成立とする。ただし、議決権行使書(電磁的方
法を含む)を提出した会員は、出席者とみなす。
 3. 議事は、出席者の過半数で議決する。書面総会の
場合は全投票数の過半数をもって議決する。
- 第 2 6 条 定期総会は、次のことを審議し議決する。
1. 活動報告の承認
 2. 決算報告の承認
 3. 役員及び会計監査の承認
 4. 活動計画
 5. 予算
 6. 会則の改正
 7. その他必要事項

第九章 全体委員会

- 第27条 全体委員会は、役員、学年委員、役員選考委員、広報委員、教職員委員で構成し、総会につく議決機関とする。
- 第28条 全体委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要請があった時に開く。
- 第29条 全体委員会は、構成員の2分の1以上の出席をもって成立とする。ただし、議決権行使書（電磁的方法を含む）を提出した会員は、出席者とみなす。
- 第30条 議事は、出席者の過半数で議決する。
- 第31条 全体委員会は次のことを審議し議決する。
1. 定期総会の議案に関する事
 2. 臨時総会開催に関する事
 3. 細則を決め、改める事
 4. 補正予算
 5. 次年度役員予定者の承認（予定者決定の場合）
 6. 特別委員会の設置
 7. その他必要事項

第十章 運営委員会

- 第32条 運営委員会は、役員、学年委員、役員選考委員長、広報委員長及び教職員委員代表で構成する。
- 第33条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、または構成員の4分の1以上の要請があった時に開く。
- 第34条 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなす。
- 第35条 運営委員会は、この会の運営に必要な次の事項を審議し執行する。
1. 総会、全体委員会の決定事項の推進
 2. 全体委員会の議決に関する事
 3. 会長を除く役員及び会計監査欠員補充の承認
 4. その他必要事項

第十一章 役員会

- 第36条 役員会は、役員で構成し、会全般の運営に関する事を協議する。

第十二章 校外安全活動計画

- 第37条 児童の安全、防犯等に関する年間計画を作成し、役員会の承認を得て活動する。

第十三章 全体活動計画

- 第38条 会則の活動方針及び目的に沿った、PTAの全体活動としてふさわしい企画を計画運営する。

第十四章 委員会

- 第39条 この会の活動を円滑に行うため、次の委員会をおく。
1. 学年委員会
 2. 役員選考委員会
 3. 広報委員会
 4. 予算委員会
 5. 特別委員会
- 各委員会の任期は一年とし、再任は妨げない。
各委員会は委員長を互選し、委員長が会を招集する

（ただし、学年委員会を除く）。

第40条 学年委員会

1. 学年委員は、各学年会員の互選により、学級数以上の人数を選出する。
2. 学年委員の人数は、希望者が多い場合に限り増やすことができる。各学年2名まで増員を認める。
3. 学年委員会は、各学年委員と学年担任で構成し、学級間の連絡調整をはかり、学年活動を推進する。

第41条 役員選考委員会

1. 役員選考委員は、各学年会員の互選により、学級数以上の人数を選出する。
2. 役員選考委員の人数は、希望者が多い場合に限り増やすことができる。各学年2名まで増員を認める。
3. 役員選考委員会は、役員選考委員、役員、教職員委員で構成し、この会の役員及び会計監査を推薦する。
 - （1）全会員に役員及び会計監査候補者の推薦を依頼し、選考の参考とする。
 - （2）役員選考委員が候補者に推薦された場合は、その推薦を無効とする。ただし、本人の希望等がある場合にはその限りではない。

第42条 広報委員会

1. 広報委員は、各学年会員の互選により、学級数以上の人数を選出する。
2. 広報委員の人数は、希望者が多い場合に限り増やすことができる。各学年2名まで増員を認める。
3. 広報委員会は、広報委員、役員、教職員委員で構成し、この会の広報活動を推進する。

第43条 予算委員会

1. 予算委員会は、各学年委員会より1名、広報委員会より1名、役員会より3名（保護者、教職員会計を含む）の選出された委員で構成する。
2. 予算委員会は別に定める細則により、予算案及び補正予算について審議する。

第44条 特別委員会

特別委員会は、全体委員会の承認をもって設立する。

第45条 教職員委員は、教職員の互選により選出され、各委員会に所属する。

第十五章 慶弔

- 第46条 本校の児童、会員の慶弔は別に定める細則により行う。

第十六章 個人情報の取扱い

- 第47条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取扱いについては別に定める規約により行う。

第十七章 付 則

- 第48条 学校長は各種の会に出席し、意見を述べる事ができる。
- 第49条 この会則の改正は、総会の承認を必要とする。また、全体委員会で細則を定める事ができる。
- 第50条 この会則は、平成28年4月18日より施行する。

細 則

第一章 会 費

- 第 1 条 会費は、会の運営のためのみに使用するものであり、それ以外の使用は認めない。
- 第 2 条 会費の納入は次により実施する。
1. 会費は原則として全納とする。
 2. 会員が転出するとき、前納分を返却する。
 3. 新規会員は加入日より集金する。

第二章 予 算

- 第 3 条 予算の決定は次の方法による。
1. 予算案は役員が作成し、予算委員会の審議を経て、総会で承認決議を得なければならない。
 2. 役員は、予算を編成するにあたって、合理的に予測される収支を勘案し、財務の健全性の確保に努めなければならない。
- 第 4 条 予算として計上されていない項目に関して、児童の学習環境に必要と認められた場合にのみ、以下の手順により会費を使用できる。
1. 決算額が年額1万円以下の場合、役員会で協議し、会計の監査を受ける。
 2. 決算額が年額1万円を超える場合、予算委員会の審議を経て、全体委員会の承認を得る。

第三章 慶 弔

- 第 5 条 慶弔は次の通りとする。ただし、特に必要と認めた場合は、役員会で協議・決定し運営委員会に報告する。
1. 保護者会員の弔慰・傷病
 - (1) 保護者会員の死亡
香典10,000円 または 生花(花輪 1基)
 - (2) 児童の傷病(4週間以上の入院)
見舞金3,000円
 2. 教職員会員の慶弔・傷病
 - (1) 教職員会員の死亡
香典10,000円 または 生花(花輪 1基)
 - (2) 教職員会員の配偶者・親・子どもの死亡
香典5,000円
 - (3) 教職員会員の傷病(4週間以上の入院)
見舞金3,000円
 - (4) 教職員会員の結婚
祝電 または 祝金3,000円

会則改正のあゆみ

昭和51年	2月28日	会則施行
昭和56年	5月 9日	一部改正
昭和58年	5月 7日	一部改正
昭和59年	4月28日	一部改正
昭和60年	4月27日	一部改正
昭和61年	4月19日	一部改正
平成 3年	12月 7日	一部改正
平成 4年	11月28日	一部改正
平成10年	3月 7日	一部改正
平成11年	4月17日	一部改正
平成14年	4月24日	一部改正
平成17年	10月28日	一部改正
平成19年	3月 1日	一部改正
平成22年	2月16日	一部改正
平成23年	2月25日	一部改正
平成23年	4月25日	一部改正
平成24年	4月23日	一部改正
平成25年	4月22日	一部改正
平成28年	4月18日	一部改正
平成30年	4月22日	一部改正
令和 3年	4月28日	一部改正
令和 4年	5月 6日	一部改正
令和 5年	5月 8日	一部改正

個人情報取扱規約

第1条（目的）

本規約は八王子市立長沼小学校PTA（以下、本会という）が取得・保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、本会の円滑な運営を図りつつ、個人の権利・利益を保護することを目的とする。

第2条（指針）

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努める。

第3条（管理者）

本会における個人情報の管理者は本会会長とする。

第4条（利用目的）

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費の請求及び管理
- （2）名簿の作成
- （3）運営の連絡及び文書等の送付
- （4）役員及び委員の選出
- （5）広報活動

第5条（個人情報の取得）

本会は、個人情報を収集するときは利用目的を決め、会員本人に明示する。

なお、要配慮個人情報（思想、信条、宗教、病歴など、不当な差別または偏見が生じる可能性のある個人情報）は取得しない。

本会が取り扱う個人情報は、次の事項とする。

- （1）会員氏名
- （2）メールアドレス
- （3）電話番号
- （4）会員の子供の氏名と学年・組
- （5）その他必要とするもので同意を得た事項

第6条（情報開示等）

本会は保有する個人情報の開示、利用停止、追加、削除を会員本人から求められたときは、法令に則ってこれに応じる。

第7条（管理）

個人情報は、本会が別に定めるガイドラインに則って適正に管理し、漏えいが発生しないように努める。

個人情報の保管期間は会員本人の在籍期間終了までとする。

転居・転出、教職員の異動、退会、その他の事由により脱会した場合、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄する。

第8条（第三者提供の制限）

以下の場合を除き、収集した個人情報を、会員本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、会員本人の同意を得ることが困難であるとき
- （3）円滑な活動の推進上、本会会長と学校長で合意があるとき

第9条（第三者からの提供）

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について確認し記録する。

- （1）第三者の氏名
- （2）第三者が個人情報を取得した経緯
- （3）提供を受ける対象者の氏名
- （4）提供を受ける情報の項目
- （5）対象者の同意の有無

ただし、事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要とする。

第10条（改正）

法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総会において審議し承認をもって改定することができる。

付則

本規約は、令和4年5月6日より施行する。

本会に対するお問い合わせ

個人情報の取扱いや、PTA会員の個人情報に関するご照会・ご相談は、PTA本部までお問い合わせください。
なお、個人情報に関するご照会に際しましては、ご本人であることを確認の上で可能な限り速やかに対応させていただきます。

《 問合せ先 》 長沼小学校PTA本部：

naganumasho.pta@gmail.com